

業務委託仕様書

1 業務名

佐賀の伝統工芸海外PR動画制作委託業務

2 目的

海外のバイヤー等消費者をターゲットに、佐賀の伝統工芸を紹介する動画制作を行い、佐賀の伝統工芸の良好なブランドイメージを浸透させ、佐賀の伝統工芸の海外販路拡大を図る。

3 本業務委託の内容

(1) 動画制作

①制作する動画の概要

・制作イメージ：

動画を見た海外の人が、「素晴らしい！（感動）」、「購入したい！（消費行動）」、「行ってみたい！（消費行動）」、「知らなかったよ！（認知向上）」などの前向きな感想を抱くような内容にすること。

・制作本数：2本（ショートバージョン、ロングバージョン）

・動画の尺：ショートバージョン 2～3分程度

ロングバージョン 15～20分程度

※ロングバージョンは、伝統工芸品1つ当たり1～2分程度で、DVDもしくはブルーレイディスクで納品するに当たっては、CHAPTERを分けるなど単体として視聴しやすい仕様にする。

②動画に盛り込むもの

- ・15の伝統工芸品と、その製作過程
- ・上記以外の佐賀県ならではの特別なもの等
- ・映像、音楽及び英語表記のテロップで構成

※英語表記のテロップは伝統工芸品の名称等数文字程度を想定。

※ナレーションは使用しない。

※動画の詳細については県と協議の上決定すること。

③納品物等

- ・動画データとDVDもしくはブルーレイディスクを3枚納品すること。
- ・動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。
- ・上記の納品物は、令和7年3月31日までに納品すること。

※有田焼及び鍋島焼の動画データ（それぞれ1～2分程度）については、令和7年2月20日までに納品すること。

(2) 著作権等

- ①当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。

- ②受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作者の権利を行使しないこと。
- ③制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- ④制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ①委託業務の実施にあっては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ②外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

7 本業務委託の委託料の支払

完了払

8 その他

- (1) 本業務委託にあたっては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。